

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
1	実施方針	3	第1章	第1節	6.	(1)				施設について	質問	公共施設と民間施設の合築時に区分所有となると思いますが、区分所有管理組合などを設ける予定でしょうか。また組合の中に市が入ることになるのでしょうか。	区分所有管理組合を設け、市は組合に入ることを想定しています。
2	実施方針	4	第1章	第1節	6.	(1)				スキーム図	質問	子ども発達センター(未定)は民間側で運営者を探す必要はないと認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	4	第1章	第1節	6.	(1)				事業方式	質問	「合築」して整備とありますが、合築は必須事項でしょうか。土地を分筆して、分棟による建築も可能でしょうか。	土地の分筆は不可とします。
4	実施方針	4	第1章	第1節	6.	(1)				事業方式	質問	「図1-1本事業の概念図」中に「区分所有」という文言がありますが、民間施設の事業構成において、公共施設と民間施設の土地を分筆せず、事業者が区分所有するという組み立ては、可能ということではよろしいでしょうか。	土地は市有地の貸付とし、事業者による区分所有は不可とします。
5	実施方針	4	第1章	第1節	6.	(1)				事業方式	質問	「図1-1本事業の概念図」に子ども発達センターの運営者は「未定」となっておりますが、別の公募で募集するというのでしょうか。または、本事業の運営業務に加わる可能性はあるのでしょうか。	子ども発達センターの運営者に関して、お見込みのとおりです。子ども発達センターの運営者は本事業の運営業務に加わることはありません。
6	実施方針	5	第1章	第1節	7.	(2)			i)	解体工事	質問	既存施設の解体は杭まで全撤去が必須でしょうか。新築計画時の杭に干渉しない部分などは残置してもよろしいのでしょうか。	原則は全撤去とします。ただし、杭を撤去することで、地盤の健全性や周辺環境に悪影響が発生することが判明した場合は協議によります。
7	実施方針	5	第1章	第1節	6.	(2)				事業期間	質問	「賃貸借期間は、公正証書締結日から～」とありますが、賃料発生は、着工日からとなりますでしょうか。	公募時に公表する募集要項等において示します。
8	実施方針	6	第1章	第1節	6.	(2)				事業期間	質問	「民間施設を解体撤去する場合は」と記載がありますが、事業終了後に解体撤去せずに市への無償譲渡などの提案は事業提案時から可能なのでしょうか。	民間施設等に関する事業期間終了後の措置は、「実施方針 第1章第1節6.(3)2)」に示すとおりです。民間施設を解体撤去せずに市への無償譲渡することも提案可能としますが、「実施方針 第1章第1節6.(3)2)」のとおり、市の追加負担が生じないことを前提として、ご提案をお願いします。
9	実施方針	6	第1章	第1節	8.	(1)				必須事業	質問	居場所機能とは、公共側の運営項目にある子育て世代の居場所機能とは別に広場や地域住民が集う場所として設ける必要があるのでしょうか。	民間収益事業における居場所事業は、本事業(BTO方式)における運営業務の「子育て世代の居場所」とは別に整備するものです。詳細は「要求水準書(案) 第6章第2節」をご確認ください。
10	実施方針	6	第1章	第1節	8.	(2)				必須事業	質問	80台の駐車場とは公共側で利用する駐車場の認識でしょうか。公共用とした場合利用台数に対する対価は出る認識でよろしいでしょうか。	80台は公共施設利用者分の台数ですが、常時80台の利用があるという想定ではありません。公共施設利用者の駐車場利用に対する対価については、公募時に公表する募集要項等において示します。
11	実施方針	6	第1章	第1節	8.	(3)				提案施設	質問	町田市が望む施設イメージなどございますでしょうか。	事業者の提案によるものであり、市としてイメージは示しませんが、市民が望む施設イメージについては、これまでに市が行った市民アンケート結果や、地域との連絡会における意見、子どもの意見などを参照ください。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
12	実施方針	6	第1章	第1節	7.	(3)			vi)	維持管理業務	質問	「修繕業務(大規模修繕は除く)」とありますが、修繕と大規模修繕の明確な境はございますか。	大規模修繕は、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕(「建築物修繕措置判定手法(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」(平成5年版)の記述に準ずる。)とします。
13	実施方針	6	第1章	第1節	7.	(4)				運營業務	質問	運營業務におけるi)～iv)の子細の業務内容(人数、時間等が推定できるもの)は開示いただけますか。	事業者の提案によるものであり、市として仔細の業務内容は示しません。
14	実施方針	6	第1章	第1節	7.	(4)				運營業務	質問	公共施設等の開業時にセレモニー等を行う場合の費用なども事業者で算出する必要がありますか。	公共施設のためのセレモニーに係る費用負担は不要です。
15	実施方針	6	第1章	第1節	8.	(1)				必須事業(居場所事業)	質問	本事業で求める居場所事業は、民間収益事業において必要な収益性を確保するのが難しい内容と思案致しますが、貴市ではどのような内容であれば、居場所事業の充実と民間収益施設としての収益性を両立させられるとお考えでしょうか。	事業者の提案によるものであり、市としての考えは示しません。
16	実施方針	7	第1章	第1節	9.	(1)	1)			設計施工対価	質問	国庫補助金及び市が借入する地方債に相当する金額を施設引き渡し時に支払うとありますが、全体金額の何割程度となるのでしょうか。(公共施設の設計施工費の支払い条件をご教授下さい。)	公募時に公表する募集要項等にて示します。
17	実施方針	7	第1章	第1節	9.	(2)				借地料	質問	借地料目録はいくらとなりますか。また工事中地代の扱いは満額となるのでしょうか。半額など考慮いただけるのでしょうか。(解体工事・新築工事、契約満了後の解体工事期間の想定をご教示ください。)	公募時に公表する募集要項等にて示します。
18	実施方針	7	第1章	第1節	9.	(1)	1)			事業者の収入等	質問	「設計・建設・工事監理業務の対価」において、引き渡し時に支払われるサービス対価は、総額の何%を想定されていますでしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
19	実施方針	7	第1章	第1節	9.	(1)	3)			事業者の収入等	質問	運營業務の対価の支払い方法についてご教授ください(前払いか後払いか、1月ごとか4半期ごとか等)。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
20	実施方針	7	第1章	第1節	9.	(2)			iv)	事業者の収入等	質問	9頁にも「～毎年4月に市が定める方法により当該年度分の借地料を支払う～」とありますが、借地料の支払い方法についてご教授ください(前払いか後払いか、1月ごとか4半期ごとか等)。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
21	実施方針	8	第1章	第1節	9.	(2)			iv)	借地料	質問	基準借地料年額は、募集要項公表時に示されるという理解でよろしいでしょうか。なお、現時点での想定額があればご教示ください。	お見込みのとおり、公募時に公表する募集要項等にて示します。
22	実施方針	8	第1章	第1節	9.	(2)			iv)	借地料	質問	借地料の改定は3年毎に行われるとありますが、改定の基準(固定資産税評価額の前回評価比±●%以上なら改定等)はあるのでしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
23	実施方針	8	第1章	第1節	11.	(2)				民間施設の賃貸借期間	意見	公正証書締結日(=賃貸借期間開始日)は「民間施設等の建設工事着手日以前とする」とありますが、これを「工事完了日以前」とし、建設期間中は使用貸借とさせていただきますだけでいいのでしょうか。	ご意見として承ります。
24	実施方針	10	第2章	第1節	2.					市内事業者の受注機会	質問	「参加希望市内事業者リスト」へ構成員への参入についてアプローチの際に、各コンソーシアムから問い合わせが来ると考えられます。その際のコンソ内の提案内容の取扱い方法(秘密情報)に関してはどのような対処を取られるのでしょうか。※提案内容が他社コンソに流出するのを防ぐ方法	各事業者が必要な対応をしてください。
25	実施方針	14	第2章	第3節						審査結果	質問	審査員情報はどのタイミングで公表されますでしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
26	実施方針	15	第2章	第3節	1.	(2)				SPC	質問	構成員はSPCへの出資は必須になるのでしょうか。また民間収益施設の建設もSPC発注が必ず必要になるのでしょうか。	構成員のSPCへの出資は必須です。民間収益施設の建設における質問については、公募時に公表する募集要項等にて示します。
27	実施方針	15	第2章	第2節	4.	(4)				事業用定期借地権設定契約	質問	本文に「SPCとの間で～事業用定期借地権設定契約を締結する」とありますが、SPC以外は事業用定期借地権設定契約を締結できないという理解でよろしいでしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
28	実施方針	15	第2章	第3節	1.	(1)				応募者の構成	質問	応募者グループは、「設計」「建設」「工事監理」「維持管理」「運営」「民間収益事業」それぞれの業務を行う事業者を必ず含めなければならないのでしょうか。	応募グループは、公共施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務、民間収益事業、それぞれの業務を行う事業者を必ず含めることとします。
29	実施方針	15	第2章	第3節	1.	(2)				応募者の構成	質問	「構成員」と「協力企業」の違いは、SPCへの出資の有無のみという認識でよろしいでしょうか。また、参加表明書提出時以降、SPC出資者を変更し「構成員」と「協力企業」の立て付けを変更することは可能でしょうか。	「構成員」と「協力企業」の違いは、お見込みの通りです。SPC出資者の変更については、参加表明書提出時から事業契約締結までの間は不可とし、事業契約締結以降については、公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
30	実施方針	17	第2章	第3節	2.	(2)				公共の施工実績	質問	7,000㎡以上の施工実績はJVの工事でも参加実績として満たされますか。	JVの場合は、代表企業としての参加実績とします。
31	実施方針	17	第2章	第3節	2.	(1)			iv)	設計業務を行う者の実績	質問	「延床面積7,000㎡以上の公共施設の実施設計実績」は、指定期間内に完了した実績という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施方針	17	第2章	第3節	2.	(2)			v)	建設業務を行う者の実績	質問	「延床面積7,000㎡以上の公共施設の施工を履行した実績」は、指定期間内に受注した実績という認識でよろしいでしょうか。	No. 31同様、完了した実績とします。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
33	実施方針	17	第2章	第3節	2.	(2)			vi)	建設業務を行う者の実績	質問	配置技術者(管理技術者)は「設計者と直接的雇用関係」にあるものとありますが、建設業務においてどのような役割を果たすのでしょうか。現場所長であれば、設計業務担当者から配置するのは齟齬が生じると考えます。	ご指摘のとおりのため、以下のとおり実施方針を修正します。修正版は近日中に公表します。 ・「2. 業務実施企業の参加資格要件 (1) 設計業務を行う者」に「v) 配置技術者は、参加表明書提出の日以前から設計者と直接的雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を主任技術者として配置できること。」を追加。 ・「2. 業務実施企業の参加資格要件 (2) 建設業務を行う者」の「vi) 配置技術者は、参加表明書提出の日以前から設計者と直接的雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。」を削除。
34	実施方針	18	第2章	第3節	2.	(4)			ii)	維持管理業務を行う者の実績	質問	維持管理実績は、指定期間内に自治体等と契約を締結した実績であれば良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	実施方針	20	第3章	第3節	4.					SPC	質問	コンソーシアム内での株式の譲渡は可能でしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
36	実施方針	2								添付資料2 リスク分担表	質問	「計画変更」について、「施設完成前に市が発案した軽微な変更」は事業者負担とありますが、軽微かどうかについては協議という理解でよろしいですか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
37	実施方針									添付資料2 リスク分担表	質問	公募期間中及び優先交渉権者決定後の設計期間中等に物価高騰による工事費用増大した場合の考え方についてご教授ください。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
38	要求水準書	10	第1章	第3節	10.					引渡し期限等	質問	「本施設は2028年12月末日までに工事を完了し」とありますが、末日でも対応可能なのでしょうか。	誤りでしたので、以下のとおり要求水準書(案)を修正します。修正版は近日中に公表します。 (旧)本施設は2028年12月末日までに工事を完了し、市への引渡しを完了すること。 (新)本施設は2028年12月15日までに建設工事を完了し、市への引渡しを完了すること。
39	要求水準書	10	第1章	第3節	10.					引渡し期限等	質問	「本施設は2028年12月末日までに工事を完了し」とありますが、補助金等の関係で期日が決まっているのでしょうか。	工事を完了の期日等は、本施設の開業準備期間を見据えて設定しています。引渡しの期日については、No. 38の回答をご参照ください。
40	要求水準書	10	第1章	第3節	11.	(1)			ii)	モニタリングの実施	質問	市が行うモニタリングに関して、項目や方法等、現時点で想定されているものがあればご教示ください。	市が行うモニタリングに関しては「実施方針 第1章第3節11.(2)」に示すとおりです。具体的には、公募時に公表する募集要項等にて示します。
41	要求水準書	21	第2章	第1節	1.				ii)	BIM	質問	BIMに関して必ずしも設計事務所が検証する必要がありますか。施工会社にてBIM設計を行うような作業分担は可能でしょうか。	作業分担は可能です。
42	要求水準書	27	第2章	第3節	2.	(1)			ii)	全体計画	質問	「公共施設と民間施設は合築」とありますが、公共施設自体も全ての機能を一つの施設内に収め、分棟は不可という認識でよろしいでしょうか。	合築を原則としますが、分棟の提案を妨げるものではありません。分棟とする場合は、渡り廊下接続等で、一棟の取り扱いとなるようご提案ください。
43	要求水準書	28	第2章	第3節	2.	(1)			xv)	全体計画	質問	各機能の専用エントランスは、施設の外から別々の入口を設けた計画としなければならないのでしょうか。	お見込みのとおりです。

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
44	要求水準書	28	第2章	第3節	2.	(1)			xx)	全体計画	質問	将来的な施設の利用形態の変化や間取りの変更等について、現時点で想定される用途変更の可能性等があればご教示ください。	現時点での想定はございません。
45	要求水準書	28	第2章	第2節	1.				xv i)	マイクロバス	質問	民間にて計画する立体駐車場の中にマイクロバス置き場を設けることは可能でしょうか。	別途平置きで設置してください。
46	要求水準書	28	第2章	第2節	1.				xv i)	マイクロバス	質問	マイクロバスのサイズを教えてください。	29人乗り(最大車高3.1m以下)のマイクロバスを想定しています。
47	要求水準書	31	第2章	第3節	2.	(6)	1)			必要諸室	質問	「面積については最低値とする」とありますが、最低値を下回ると即失格となるのでしょうか。それとも+●%以内などの幅はあるのでしょうか。	諸室面積に関しては最低値を下回らないようにご提案ください。また、諸室面積の上限はございません。なお、公共施設部分の総延床面積に関してはNo.48の回答をご参照ください。
48	要求水準書	37	第2章	第3節	2.	(6)				必要諸室	質問	公共施設に必要な面積は説明会時に14,600㎡とありましたが、記載しているは箇所ございますか。	公共施設の総延床面積について、市としては14,600㎡程度を想定しているため、以下のとおり要求水準書(案)添付資料7 諸室リストを修正します。修正版は近日中に公表します。ただし、あくまで市が想定する目安であり、提案面積を制限するものではありません。 (修正前) ※総延床面積の記載なし (修正後) 市が想定する総延床面積 14,600㎡程度
49	要求水準書	42	第2章	第3節	4.	(4)			xii)	消えないまちだ君	質問	「消えないまちだ君」は株式会社イズミ様の特許商品かと存じますが、他コンソーシアムにイズミ様が参加されていても、商品は採用できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書	42	第2章	第2節	4.				xiii)	外灯	質問	消えないまちだ君の採用にあたり、導入についての協議先や担当者などございますでしょうか。	製造・販売元の株式会社イズミ様に直接ご連絡ください。
51	要求水準書	44	第2章	第3節	6.	(2)				防災安全計画	質問	避難所として利用する際、その運営は市で行われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	44	第2章	第3節	6.	(2)				防災安全計画	質問	「避難所として～想定」とありますが、1次避難所としての利用を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	要求水準書	45	第2章	第2節	7.	(1)	1)		vi)	デジタルサイネージ	質問	デジタルサイネージを設置するスペースの確保とありますが、設置までが事業者の対応範囲でしょうか、またはスペースのみ提案(市設置)でよろしいでしょうか？	空配管まで本工事をお願いします。サイネージは市にて設置予定です。
54	要求水準書	47	第2章	第3節	7.	(2)				教育センター	質問	教育センターの各諸室(体験学習スペース及び屋外運動スペースを除く)は、階数の指定が無いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	56	第2章	第3節	7.	(2)	4)	イ	ii)	教科書センター	質問	過去の教科書の保管スペースは、閉架で保管できるスペースを確保すれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
56	要求水準書	61	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ケ	xi)	水訓練室	質問	この文章は、「浴槽の水温は最低31℃とするが、それよりも高い水温設定だと望ましい。」という意味でしょうか。	以下のとおり、要求水準書(案)を修正します。修正版は近日中に公表します。 (修正前) 浴槽の水温は31℃程度とするが、高めの水温設定とすること。 (修正後) 浴槽の水温は30℃～32℃を保つこと。
57	要求水準書	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	セ	x)	感覚訓練室(音・光)	質問	感覚訓練室と観察室は、壁等で完全に2室に区画されるのでしょうか。それとも、訓練室の一部に観察室のスペースを設ければよいのでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
58	要求水準書	66	第2章	第2節	7.	(3)	2)	ハ		園庭	質問	P52に記載がある屋外運動スペース(170㎡)とは別で設けるという認識でしょうか。別の場合、併設して設けることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。併設も可とします。
59	要求水準書	67	第2章	第3節	7.	(3)	3)			医療相談エリア	質問	医療相談エリアの各諸室は、階数の指定が無いという認識でよろしいでしょうか。	「要求水準書(案) 第2章第1節7.(3)1)」に示すとおり、子ども発達センター(医療相談エリアを含む)は、1階、2階に配置してください。
60	要求水準書	67	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ア	iii)	医療相談エリア	質問	「活動的な利用とする諸室」とは、作業療法室以外にどの諸室が当てはまるのでしょうか。	作業療法室以外には想定しておりません。
61	要求水準書	78	第2章	第3節	7.	(6)		ア	vi)	ドライブスルー方式	質問	ドライブスルー診療では「受付レーン」、「診察レーン」、「会計レーン」等を設置すると思いますが、何をどの程度設置する必要があるのでしょうか。	受付・診察・会計を含め、1レーンで計画してください。
62	要求水準書	82	第2章	第3節	7.	(7)		イ	i)	多目的ホール	質問	バドミントンコート3面・バレーコート1面・ハーフバスケットコート1面は、全てのスポーツを同時に行う広さを確保しなければならないのでしょうか。	全てのスポーツを同時に行う広さを確保する必要はございません。それぞれのスポーツについて必要なコート数を確保していただきますが、各スポーツのコートが重なることは問題ありません。
63	要求水準書	82	第2章	第2節	7.	(7)		イ	i)	多目的ホール	質問	配置の階数に希望や条件はございますか。また、地域住民への時間貸し、指定管理者による自主事業なども想定されてますでしょうか。	階数に条件はございませんが、「要求水準書(案) 第2章第3節6.(2)」に示すとおり、避難所として利用する多目的ホールについては、災害時に十分機能するように配置をご提案ください。施設貸出については、「要求水準書(案) 第5章第4節」をご参照下さい。指定管理者による自主事業は想定しておりません。
64	要求水準書	96	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ス・セ・ソ		相談室・心理判定室・心理療法室	質問	相談室と心理判定室、心理療法室の用途説明が同一ですが、詳細な用途の違いがあればご教示ください。	利用状況によって、いずれの部屋においても面会等を行うことはあり、柔軟に使用します。以下に示すとおり、補足いたします。 相談室：福祉司が入所児童と面会することを主な使用目的としています。 心理判定室：児童心理司が入所児童に対して、主に心理検査や面接を実施し、診断や治療効果を測定するための部屋です。室内に心理判定用の用具等を収納していることが多いです。 心理療法室：児童心理司が対話や遊び、創作活動等を通じて子どもに情緒の安定を図りつつ、関わりながら行動観察をするために用いる部屋です。
65	要求水準書	104	第2章	第2節	12.	(1)		イ		マイクロバス	質問	P104ではマイクロバス2台と記載ありますがP105では3台と記載があります。どちらが正でしょうか。	子ども発達センター入口前に3台分、その他の場所に2台分の計5台分の駐車場を想定しています。子ども発達センター前に駐車場を5台分設ける提案も可とします。

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
66	要求水準書	108	第3章	第2節	2.	(1)				業務期間	質問	「本施設は2028年12月末日までに建設工事を完了すること」とありますが、末日でも対応可能でしょうか。	誤りでしたので、以下に示すとおり要求水準書(案)を修正します。修正版は近日中に公表します。 (旧)本施設は2028年12月末日までに建設工事を完了すること。 (新)本施設は2028年12月15日までに建設工事を完了し、市への引渡しを完了すること。
67	要求水準書	115	第3章	第2節	5.	(2)				所有権設定に係る業務	質問	本施設に係る登記手続きは、あくまでも市の責任・負担で行われるという認識でよろしいでしょうか。	公募時に公表する募集要項等にて示します。
68	要求水準書	116	第4章	第1節	2.					業務期間	質問	引渡し後供用開始までの期間(準備期間)も指定管理業務の期間に含まれるという認識でよろしいでしょうか、また、指定管理料は全期間同額という認識でよろしいでしょうか。	準備期間も業務期間に含みます。併せて、No.73の回答もご参照ください。詳細は、公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。なお、維持管理業務は指定管理ではなく、本事業に含まれており、係る対価についても指定管理料ではなく、市からのサービス対価となります。
69	要求水準書	119	第4章	第1節	7.	(5)			ii)	避難施設	質問	避難施設関係者連絡会はどの程度の頻度で行う想定でしょうか。また、開設運営訓練はどこで・どの程度の頻度で行う想定でしょうか。	避難施設関係者連絡会1~3回/年の頻度で実施します。開設運営訓練は、避難時に使用される多目的ホール及びそこまでの経路、マンホールトイレなどの設備周辺で1回/年の頻度で行うことを想定しています。
70	要求水準書	123	第4章	第4節	2.					植栽管理業務	質問	地球環境への配慮を前提としたうえで、必要に応じて薬剤の散布を行うことは可能でしょうか。	可能です。
71	要求水準書	126	第4章	第7節						修繕業務	質問	「経常修繕及び計画修繕」と「大規模修繕」の境界に関して、どこまでの業務範囲が「大規模修繕」と定義されるかご教示ください。	No.12の回答をご参照ください。
72	要求水準書	127	第4章	第7節		(2)			i)	修繕業務	意見	竣工後80年目までの長期修繕計画は、実際の施設運用想定期間を鑑みると些か長期的すぎると思慮します。期間の短縮化についてご再考いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
73	要求水準書	129	第5章	第1節	2.					業務期間	質問	業務期間が「供用開始から事業期間終了まで」となっておりますが、引き渡し後から供用開始までの準備期間は業務に含まれないのでしょうか。(サービス対価は支払われないということでしょうか)	引渡し後から供用開始までの準備期間に必要な維持管理費及び運営費はサービス対価として支払います。よって、以下に示すとおり要求水準書(案)を修正します。修正版は近日中に公表します。 (旧)業務期間は、公共施設の供用開始日から、事業期間終了までとする。 (新)業務期間は、公共施設の引渡し後から、事業期間終了までとする。
74	要求水準書	133	第5章	第3節					ii)	運営時間	質問	「その他の日時の運営も可」となりますが、貴市の承認を得た場合は業務の範囲となり、サービス対価は支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書	133	第5章	第3節					v)	運営業務	質問	「公共施設の専門相談部門との連絡調整会議等」の出席者や開催頻度をご教示ください。	具体的な出席者や開催頻度は未定ですが、施設として一体的な相談体制が取れるよう、些細な気づきを共有できる関係性を築くこと等を目的とした定例会議や、個々の相談の必要性に応じて情報共有や対応の方針についての検討を行うこと等を目的として随時、臨機応変に行う会議等を想定しています。
76	要求水準書	133	第5章	第4節					ii)	施設貸出業務	質問	利用料金の徴収に関して、徴収方法に指定があればご教示ください。また、その収入は市が受領するのでしょうか。	徴収の方法について、現時点で具体的な指定はありません。利用料金は市の収入となります。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(1回目)

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	項目等	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
77	要求水準書	133	第5章	第4節					i)	運営業務	質問	多目的ホールの運営は市が行い、受付及び管理のみを民間が行うという認識でよろしいでしょうか。利用料金制で運営まで民間で行う必要があるのでしょうか。運営の範囲をご教示ください。	お見込みのとおりです。運営までは求めておりません。
78	要求水準書	134	第6章	第2節	4.	(1)				解体業務	質問	市のほうでアスベストや土壌汚染、PCB等の調査は行っているのでしょうか。	PCBのみ市にて調査処分済ですが、その他調査については実施しておりません。解体業務の遂行にあたっては、市調査の有無に関わらず、事業者にて必要な各種調査（アスベスト調査、PCB含有調査等）を実施してください。
79	要求水準書	134	第6章	第1節				1)		施設計画	質問	公共と民間は合築で計画との事ですが、確認申請等も1つで出す認識でしょうか。また一団地等の申請で別棟が可能なのでしょうか？なおその際の申請の可否・方法について考え方をご教授いただきたいです。	お見込みのとおり、確認申請は1つを想定していますが、スケジュール等の観点から一団地認定は想定しておりません。
80	要求水準書	134	第6章	第1節				1)		施設計画	質問	公共と民間は合築で区分所有を想定されているかと思いますが、民間収益側の中でも駐車場・施設他区分所有を行う事は可能と認識してよろしいでしょうか？	公募時に公表する募集要項等にて示します。
81	要求水準書	-								添付資料3 測量図	質問	高低測量図の提供はございますか。	高低差測量は実施していません。